

新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業公募要領

平成25年2月22日
全国中小企業団体中央会

全国中小企業団体中央会では、新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業について、下記のとおり公募を行います。本事業の受託を希望する者は、下記に定めるところにより企画提案書を提出してください。

※ 本公募は、国会での平成24年度補正予算成立が前提となります。このため、今後、内容等が変更することもありますので、あらかじめご了承ください。

1. 事業名

「新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業」

2. 事業の目的等

(1) 事業の目的

内外の厳しい経営環境の中、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者は、自主的な取組だけでは優秀な人材を確保することが困難な状況です。

一方、魅力ある中小企業・小規模事業者を知らず、就職できない新卒者等が相当数存在しています。

このため、以下の者を対象に、中小企業・小規模事業者の生産現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための職場実習（いわゆるインターンシップ）等を実施することにより、中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保を支援することを目的とします。

【実習の対象】

- ①新卒者及び平成22年3月以降に高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校等（以下、「大学等」という。）を卒業した未就職者（平成25年3月に卒業する未内定者を含む。）
- ②平成26年3月に大学等（高等学校、高等専門学校を除く。）を卒業予定であって、平成25年10月1日以降、就職先未内定である学生

- (2) 事業概要及び実施方法等
資料1「実施計画書」参照

3. 事業に係る概算予算額

4,000,000千円を上限とする(消費税及び地方消費税込み)。

※ 本概算予算額は、学生や新卒者等の多様なニーズに対応して、数ヶ月～6ヶ月程度の期間を設定して実施する職場実習等に係るコーディネート等事業に要する経費の総額です。

※ 本事業は以下に記載する地域ブロック毎に事業実施が可能な事業者を採択して実施します。

また、同一事業者が複数の地域ブロックで事業を実施することは可能であり、同一地域ブロックで複数の事業者を採択することがあります。

【地域ブロック】

- ①北海道ブロック(北海道)
- ②東北ブロック(青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)
- ③関東ブロック(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県)
- ④北信越ブロック(新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県)
- ⑤中部ブロック(岐阜県、静岡県、愛知県、三重県)
- ⑥近畿ブロック(滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県)
- ⑦中国ブロック(鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県)
- ⑧四国ブロック(徳島県、香川県、愛媛県、高知県)
- ⑨九州ブロック(福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県)
- ⑩沖縄ブロック(沖縄県)

※ 本事業では、全国で2万件の職場実習等の実施を目標としているため、費用対効果、実現可能性等の観点から企画提案の内容を総合的に判断して、優れているものから順次採択していく予定です。

※ 提案金額は、事業の実施に必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費とし、職場実習は、それぞれ数ヶ月～6ヶ月程度の期間を設定して実施することを踏まえ、提案してください。

※ 選定後の契約に向けて、実施内容や支出項目の詳細な検証・協議を行うため、実際の契約金額は、必ずしも提案金額と一致する

ものではありません。また、詳細な契約条件が合意しない場合には、委託契約の締結ができないこともあり得ます。

4. 企画提案の内容

総論として、地域ブロック毎の実施体制及び本事業の実施により想定される実績について示した上で、実施計画書に記載された各業務を効果的・効率的に実施するための具体的な取組について提案してください。

5. 企画提案書等の提出

(1) 提出方法

定められた応募書類は郵送又は持参して提出先に提出するものとし、電子メール又はFAXによる応募書類の提出は認めません。

応募書類は様式に従って作成し、以下の必要部数 einen の封筒により提出してください。応募書類の提出部数については、以下、a.～f.までをセットしたもの8部（内訳：各正本をセットしたもの1部と各副本（コピー）をセットしたもの7部）を提出してください。提出された応募書類は本事業の採択に関する審査以外の目的には使用しません。

なお、封筒の宛名面には「新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業応募書類在中」と朱書きで明記してください。

会社概要等（パンフレット等）既存の印刷物を添付する場合は8部添付してください。

- a. 申請書（様式1）
- b. 企画提案申込書（様式2）
- c. 企業・団体概要表（様式3）
- d. 企画提案書（様式4）
- e. 事業内容の企画、実施体制等に関する提案書類（様式不問）
※企画提案についての追加資料があれば添付してください。
※予定されている事業実施時の履行体制・スケジュールをできるだけ具体的に記載してください。
- f. 定款又は寄付行為及び過去3年間の決算資料

(2) 提出先

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
全国中小企業団体中央会 総務企画部

(3) 公募期間

平成25年2月22日（金）～平成25年3月13日（水）17時（必着）
受付時間：土曜日・日曜日を除く10時～17時（12時～13時を除く。）

(4) 提出資料に関する注意事項

- ※ 受領した提出資料は一切返却しません。
- ※ 採否に関わらず企画書の作成費用等、本企画提案に要した経費は支給しません。
- ※ 応募書類はA4サイズに統一してください。
- ※ 1提案者につき1提案までとします。
- ※ 部分提案は不可とし、提出後の変更は認めません。

6. 審査の概要

(1) 審査方法

原則として書類にて審査を行います。
必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 審査基準

外部有識者等による委員会を設置し、下記の項目等について審査します。

- ① 企画提案の内容
- ② 提案企業・団体等の財政状況
- ③ 提案企業・団体等の事業実績
- ④ その他

7. 応募資格・応募要件

以下の条件を全て満たしていることが必要です。

- ① 本事業を実施するにあたり、十分な知見を有していること。
- ② 事業に要した経費は、原則として事業終了後の確定検査を経た後、精算払いとすることを承知すること。
- ③ 予算執行上、すべての支出には領収書等の厳格な証明書が必要であり、支出額、支出内容が適切であるかどうかを厳格に審査し、これを満たさない場合には、当該委託費の支払いが行えないことを承知すること。
- ④ 本事業実施に必要な能力、組織、人員等を有していること。
- ⑤ 本事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑥ 職場実習の実施件数を1,000件以上実施することを目安とする。
- ⑦ 本事業を実施するにあたり、個人情報の保護・管理について十分な体制を有していること。

8. 審査結果の通知

採択、不採択の結果については書面にて通知します。
なお、採択審査の内容についての問い合わせには一切応じません。

9. 契約条件等

(1) 契約形態

採択された者と全国中小企業団体中央会との間で委託契約を締結します。

採択決定後、契約条件の協議が整い次第、速やかに委託契約を締結します。なお、採択決定後、事業内容や事業費について、協議の上、修正を求める場合があります。この協議が整わなければ、契約は締結しません。

また、委託先と再委託先が締結する契約においても、全国中小企業団体中央会との委託契約に原則として準拠するものとします。

(2) 実施期間

実施期間は、契約締結日から平成26年2月末日までとします。

(3) 対象経費

別添参照

(4) 委託費の支払

支払は原則として精算払いとしますが、受託者の財務状況等によっては、概算払いが行える場合があります。

委託業務完了の日から30日以内若しくは平成26年3月10日までに事業成果を報告書にまとめ、成果物として提出することとします。

10. 問い合わせ等

〒104-0033 東京都中央区新川1-26-19 全中・全味ビル
全国中小企業団体中央会 総務企画部
FAX: 03-3523-4909

※ 問い合わせはFAXで行うこととし、電話若しくはメールでの問い合わせは受け付けません。

新卒者就職応援プロジェクトコーディネート等事業実施計画書

I. 事業の目的

内外の厳しい経営環境の中、経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者は、自主的な取組だけでは優秀な人材を確保することが困難な状況である。

一方、魅力ある中小企業・小規模事業者を知らず、就職できない新卒者等が相当数存在している。

このため、以下の者を対象に、中小企業・小規模事業者の生産現場等に触れる機会を付与するとともに、中小企業・小規模事業者の事業現場で働く上で必要な技能・技術・ノウハウ等を習得してもらうための職場実習（いわゆるインターンシップ）等を実施することにより、中小企業・小規模事業者の優秀な人材確保を支援することを目的とする。

【実習の対象】

- ①新卒者及び平成22年3月以降に高等学校、大学（大学院及び短期大学を含む。）、高等専門学校、専修学校等（以下、「大学等」という。）を卒業した未就職者（平成25年3月に卒業する未内定者を含む。）
- ②平成26年3月に大学等（高等学校、高等専門学校を除く。）を卒業予定であって、平成25年10月1日以降、未内定である学生

II. 事業概要及び実施方法等

本事業は、上記 I. に記載する対象者が採用意欲のある中小企業・小規模事業者の生産現場等において、地域や業種の特性を踏まえた数ヶ月～6ヶ月程度の職場実習（いわゆるインターンシップ）等を各地域で実施するものであり、概要は以下のとおりである。

1. 職場実習等の概要

- (1)対象地域は、以下に記載する地域ブロック毎に事業実施が可能な事業者を採択して実施する。

【地域ブロック】

- ①北海道ブロック（北海道）
- ②東北ブロック（青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県）
- ③関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

- ④北信越ブロック（新潟県、富山県、石川県、福井県、長野県）
- ⑤中部ブロック（岐阜県、静岡県、愛知県、三重県）
- ⑥近畿ブロック（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
- ⑦中国ブロック（鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県）
- ⑧四国ブロック（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
- ⑨九州ブロック（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）
- ⑩沖縄ブロック（沖縄県）

(2) 実習生は、I. に記載した者のうち、本事業の趣旨を理解した者とする。

※ 本事業の趣旨を理解した者とは、中小企業・小規模事業者の生産現場等に触れながら、中小企業・小規模事業者で働く上で必要とされる技能・技術・ノウハウ等を習得することを目指す就職未内定者をいい、アルバイト等短期労働を目的とする者は除く。

※ 実習を希望する者が未成年の場合は、保護者の同意を必要とする。

(3) 受入企業は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者であって、本事業の趣旨を理解した採用意欲のある中小企業・小規模事業者とする。

（以下の中小企業・小規模事業者は本事業の対象から除外）

※ 次のいずれかに該当する者（みなし大企業）

- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
- ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

（注）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいう。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

※ 別途定める受入れ企業の遵守事項（実習生の安全・健康の確保、単なる労働力確保としての利用の禁止、実習生に対する指導・教育等の付与義務等を規定したもの。）を厳守できない企業又は社会通念上新卒者が職場実習等を行うのは適切でないと思われる企業等。

- (4) 本事業の目標値は、職場実習等の実施件数 2 万件のうち、就職した者の割合が 6 割を超えることとする。
- (5) 職場実習等の実施期間は、数ヶ月～6 ヶ月程度とする。
- (6) 職場実習等を円滑に実施するため、カリキュラム等を作成した上で実施するものとする。

※ 標準的なカリキュラム等は別途提示する。

- (7) 実施期間中、実習生には以下の技能習得支援助成金を支給する。

実習時間が 4 時間の場合 日額 5, 0 0 0 円

実習時間が 5 時間の場合 日額 5, 5 0 0 円

実習時間が 6 時間の場合 日額 6, 0 0 0 円

実習時間が 7 時間の場合 日額 6, 5 0 0 円

実習時間が 8 時間の場合 日額 7, 0 0 0 円

※ 助成金は、本事業参加日数等を確認の上、実績に応じて翌月支払いとする予定（助成金は全国中小企業団体中央会より支給を受けて採択機関が実習生に支払う。）。

※ 企画提案をする場合には、助成金額は含めないこと。

- (8) 実習期間中の事故等の発生に備え、損害保険契約を保険会社との間で締結する。契約内容等については、別途通知する。

※ 企画提案をする場合には、実習生一人あたりの保険料は 25,000 円とすること。

2. 実施方法

- (1) 効果的かつ円滑な事業推進のため、本事業の広報 P R ・説明会等を実施し、本事業への参加希望者及び人材確保に真剣に取り組む中小企業・小規模事業者の発掘・確保を行うとともに、最適なマッチングを行う。

- (2) 実習生及び受入企業の発掘・確保を行うにあたり、不正防止等の観点から、実習生については、大学キャリアセンターからの紹介を除き、第三者からの紹介は一切受け付けない。受入企業については、経済団体や実績のある受入企業等の一定の信頼のおける者からの紹介に限り、十分な信用調査を行った上で登録を認める。

- (3) 事業実施期間中は、実習生、受入企業双方に対して、キャリアカウンセラー等専門家によるカウンセリングやアドバイス等を行うとともに、職場実習中の実施状況を現地において確認（現地確認は原則月 3 回）すること等を行い、適正かつ効果的な実施を図る。

- (4) マッチング状況等の一元管理を行うため、別途作成する管理用データベースに必要データの提供等を行う。

※ 管理用データベースは、別途設置する予定であり、必要データは後日通知する。

- (5) 職場実習終了後において実習生の意識調査や内定状況、受入企業の人材確保状況等についてフォローアップを行う。

Ⅲ. 事業実施体制

本事業を行うため、業務を円滑に実施することができる事業推進体制を整備する。

なお、体制の整備にあたっては、事業実施責任者1名を設定し、さらに個人情報及び企業情報の取扱に関しては、事務局体制内の管理職など最低1名の情報管理を行う責任者を設定し、厳正に管理を行う（責任者は兼ねることができる。）。

また、業務の再委託は、印刷等軽微なものを除き認めない。

Ⅳ. 事業実施期間

委託契約締結日から平成26年2月末日までとする。

Ⅴ. 事業の条件、進め方

本事業実施者は、全国中小企業団体中央会と協議し、その指示を受けながら本事業を実施する。

特に、本事業実施者は、自らの責任において実習生や受入れ中小企業・小規模事業者を発掘・確保し、その発掘・確保した者又は企業、マッチング結果等についての責任は、事業実施者に帰属することを了解すること。

Ⅵ. 納入物（成果物）

次により、事業成果を報告書にまとめ提出する。

1. 事業報告書に盛り込む内容

- 事業の実績（実施結果の内容や正規雇用移行数等実施後のフォローアップ結果）
- 事業に対する評価・考察
- まとめ（成果のまとめ、課題等）

2. 提出方法

- 紙媒体 5部
- 電子媒体 1式（Word形式、Excel形式、PowerPoint形式等）

(様式2)

受付番号	
------	--

全国中小企業団体中央会会長 殿

新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業 企画提案申込書

申請者	企業・団体名	
	代表者役職・氏名	
	所在地	〒
事業実施責任者	氏名（ふりがな）	
	役職	
事業担当者（連絡先）	氏名（ふりがな）	
	役職	
	所在地	〒
	電話番号 （代表・直通）	
	F A X 番号	
	E - m a i l	

企業・団体概要表

1. 企業・団体名	
2. 所在地	〒 TEL : FAX : E-mail : URL :
3. 設立年月日	
4. 代表者名	
5. 基本財産又は 資本金	
6. 役職員数	
7. 主要事業（定款記載事項等）	
8. 主な事業実績	
(国、地方自治体等の助成金を受けた事業については必ず記載してください。)	

9. 収支状況（直近の決算）						
収入の部		支出の部				
科目	金額	科目	金額			
会費収入 事業収入（売上高） 補助金収入 その他（雑収入） 前期繰越収支差額		管理費他支出 事業支出（仕入高） 次期繰越収支差額				
合計		合計				
10. 直近2期財務状況						
項目	直近確定期			左の前期		
	～平成	年	月 日	～平成	年	月 日
事業収入（売上高）			千円			千円
当期純損益又は年度損益			千円			千円
前年度繰越損益			千円			千円
年度末処分利益			千円			千円
年度末借入金残高			千円			千円
11. 組織	（組織図など）					

(様式4)

新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業
企画提案書作成要領

企画提案書はA4サイズ、左綴じ、片面20枚以内とするとともに、必要に応じて補足資料を提出してください。

- ・以下の項目について、具体的に記載してください。
- ・それぞれの項目について、具体的な数値目標やそれを達成するためのノウハウなどを記載してください。
- ・必要に応じて、表及び図等を用いても構いません。

<項目>

1. 総論

- ① 事業の実施体制
- ② 本事業の実施により想定される実績
- ③ 関連実績

2. 事業推進体制

3. 概算費用

4. 事業実施内容

- ① 新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業実施計画
- ② その他、本事業を実施する上で必要な業務

記載例

1. 総論

①事業の実施体制

※ 対応可能な地域ブロック毎に事業の実施体制について企画提案し、その実施体制を取ることによる優位性を付記してください。

②本事業の実施により想定される実績

※ 上記の事業の実施体制を踏まえ、達成すべき目標とする実績を地域ブロック毎に記載してください。特に、実施件数、職場実習等終了後の就職率等については、定量的に記載してください。

③関連実績

※ 本事業に関連又は類似した内容の事業実績がある場合は名称と事業概要を簡潔に記載してください。

2. 事業推進体制

※ 本事業を実施するための運営体制、管理体制について記載してください。

※ 適宜、図を用いて明確に記載することも可能とします。

3. 概算費用

※ 円単位で記載してください。記載に当たっては対象経費を参考に、具体的に記載し、書ききれない場合は、別紙とすることも可能です。

※ 採択された場合、契約時に積算根拠（人件費、事業費、再委託費、一般管理費等の単価の積算根拠）を示していただきます。

※ 契約にあたっては、事業費の見直しを求める場合があります。見直しは、協議の上、行うこととしますが、合意しない場合は契約を行わない場合もあります。

4. 事業実施内容

①新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業実施計画

※ 職場実習等について具体的に記載してください。特に、事業を実施する地域ブロック毎の実施体制、想定している実施件数を明記してください。また、職場実習終了後の就職率の目標値も記入してください。

※ 本事業の実施にあたっては、キャリアカウンセラー等専門家によるカウンセリングやアドバイス等が重要なことから、キャリアカウンセラー等専門家の確保の見通し、カウンセリング等の体制や頻度等をできるだけ具体的かつ定量的に記載してください。

②その他、本事業を実施する上で必要な業務

※ 本事業を実施する上で、必要と考える業務について記載してください。

(別添)

新卒者就職応援プロジェクトコーディネーター等事業
対象経費の例

1. 人件費等

(1) 人件費

- ・本事業を実施するための職員・嘱託員に対する経費。
※本事業に従事した時間を他事業と明確に区分できるものに限る。

2. 事業費

(1) 謝金

- ・本事業を実施するために必要となる嘱託員、委員、講師等に対する謝金。
- ・事業実施団体がキャリアカウンセラー等専門家を雇い入れるために必要な謝金。
※謝金の単価は、原則として各事業実施団体の規程に基づくものとする。

(2) 旅費

- ・職員、嘱託員、委員、講師、キャリアカウンセラー等専門家が本事業を実施するために必要となる旅費（交通費、日当、宿泊費）。

(3) その他の経費

本事業の実施に際し、必要な以下の経費。

①会場借料

- ・外部の施設等を使用する場合の会場借料（事業実施企業・団体が保有・管理する施設・貸室等の使用料は対象となりません。）。

②会議費

- ・外部の者との打ち合わせ等の会議費。

③資料作成費

- ・打ち合わせ等で必要となる資料作成費（事業実施者の複写機を使用した場合の複写料金は、内部規程がある場合に限る。）。

④印刷費

- ・チラシやパンフレット、研修プログラム、各種報告書、調査票等の印刷に必要な経費（事業実施者の複写機を使用した場合の複写料金は、内部規程がある場合に限る。）。

⑤通信運搬費

- ・切手、通信及び機器・機材等の運搬のための経費。

⑥振込手数料

- ・本事業参加者に対する助成金支払い業務にともない発生する振込手数料。

- ⑦ 消耗品費
 - ・ 消耗品の購入に要する経費。
- ⑧ 雑役務費
 - ・ アルバイト等の雇い入れに要する経費（交通費含む。）。
- ⑨ 資料購入費
 - ・ 図書等資料購入に要する経費。
- ⑩ 広報費
 - ・ 本事業の広報を行うために要する経費（事業実施団体が発行する媒体（紙面、HP等）への掲載料は対象となりません。）。
- ⑪ 施設使用料
 - ・ 特殊な施設・設備を使用するために要する経費。
- ⑫ 借損料
 - ・ 機材等のレンタル・リース等に要する経費。
- ⑬ 教材費
 - ・ 円滑なマッチングや職場実習を実施するための研修プログラム等の作成に要する経費。
- ⑭ 調査費
 - ・ 職場実習等の実施にあたり必要となる事前調査、事後フォロー調査に要する経費。
- ⑮ 保険料
 - ・ 職場実習等を実施する際に必要となる保険料。

注）本事業では、助成金として、実習生に技能習得支援助成金（一人上限日額7,000円）を支給するが、この助成金については提案額に含めないものとする（振り込みに係る事務費、手数料等は提案額に含めること。）。

3. 一般管理費

上記1. 及び2. に掲げた経費総額（外注に係るものを除く。）の10%以下を計上する。

注）一般管理費積算にあたっての「外注」の考え方は以下のとおり。

- ・ 「外注」として取り扱わないもの（一般管理費の算出根拠となるもの）
人件費、謝金、旅費、会場借料、会議費、資料作成費、
通信運搬費（郵券代等）、消耗品費、雑役務費、資料購入費、等
- ・ 「外注」として取り扱うもの（一般管理費の算出根拠とならないもの）
印刷費、通信運搬費（封入、宛名入れ等を含めて依頼するもの等）、
振込手数料、広報費、施設使用料、保険料 等

4. 再委託費

再委託費は、委託業務のうち、印刷等軽微なものについて委託先以外の者に再委託をするのに要した経費とし、当該経費の算定に当

たっては1. から3. に定める項目に準じて行う。

5. 消費税及び地方消費税

上記1. から4. の項目は消費税及び地方消費税を除いた額で算定し、その総額に消費税及び地方消費税を乗じて得た額を記入すること。なお、免税業者の場合は、仕入課税額を消費税及び地方消費税欄に記入すること。

注) なお、対象経費については、見直す場合がある。